

(ア) 生活保護受給世帯の場合

(イ) 『中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律』による支援給付受給世帯の場合

- ① 障害児入所給付費・特定入所障害児食費等給付費 支給申請書（第4号様式の6） **※個人番号記入の必要あり。**
- ② 住民票（マイナンバー入り） ※世帯員全員が確認できるもの
- ③ 本人確認書類（以下のいずれかを提出）
 申請者のマイナンバーカードの写し（運転免許証もしくはパスポートでも可）
 （詳しくは、最後のページ「※個人番号の確認（本人確認の措置）について【要確認！】」を参照。）
- ④ 利用者又は保護者の属する世帯が、（イ）の給付を受給していることがわかる書類（市町村又は福祉事務所が発行する証明書等） （※生活保護受給世帯は提出不要。）
- ⑤ 利用者の公的医療保険情報がわかるもの（マイナ保険証を登録している場合は、マイナポータル等で健康保険情報が記載されている画面の写し。マイナ保険証を登録していない場合は資格確認書の写し。）
- ⑥ 標準負担額減額認定証の写し（取得している場合のみ）別添図1 参照
- ⑦ 「入所受給者証」及び「障害児入所医療受給者証」（現在使用中のもの）

ケース①以外の世帯の場合

ケース②

- ① 障害児入所給付費・特定入所障害児食費等給付費 支給申請書（第4号様式の6）※個人番号記入の必要あり。
- ② 世帯状況・収入・資産等申告書（様式第9号）※個人番号記入の必要あり。
- ③ 住民票（マイナンバー入り） ※世帯員全員が確認できるもの
- ④ 本人確認書類（以下のいずれかを提出）
申請者のマイナンバーカードの写し（運転免許証もしくはパスポートでも可）
（詳しくは、最後のページ「※個人番号の確認（本人確認の措置）について【要確認！】」を参照。）
- ⑤ 利用者の公的医療保険情報がわかるもの（マイナ保険証を登録している場合は、マイナポータル等で健康保険情報が記載されている画面の写し。マイナ保険証を登録していない場合は資格確認書の写し。）
- ⑥ **保護者**の **R7.1.1 から R7.12.31** 間の収入状況がわかる書類（例：源泉徴収票、所得証明書、障害年金・特別児童扶養手当・特別障害児福祉手当・特別障害者手当・**福祉**手当等の証書の写し）※1
※⑥は市町村民税非課税世帯のみ必要（受給する給付すべてが対象）
- ⑦ 「入所受給者証」及び「障害児入所医療受給者証」（現在使用中のもの）

※1 別添図2を参照

※課税証明証の提出は不要です。マイナンバーにより確認します。

●別添図 1 （標準負担額減額認定証～国民健康保険の場合～）

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証																			
交付年月日 年 月 日																			
記 号		番 号																	
(世帯主 組合員)	住 所																		
	氏 名								男・女										
額適用・減 対象者	氏 名								男・女										
	生年月日		年		月		日												
発 効 期 日		年		月		日													
有 効 期 限		年		月		日													
適 用 区 分																			
長 期 入 院 該 当 年 月 日		年		月		日		保 険 者 印											
保 険 者 番 号 並 びに保 険 者 の 名 称 及 び 印		<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																	

有効期限が
令和 8 年 7 月 1 日
を越えて設定され
ていることを確認
してください。

上図は例です。保険者によって様式が異なります。
世帯の状況によっては取得できない場合もあります。その場合は添付不要です。
詳しくは、健康保険の保険者にお問い合わせください。

●別添図2（年金証書の場合）

国民年金・厚生年金保険年金証書 年金の種類 障害 基礎年金番号 1116-013 年金コード 6350																											
支給権者の氏名 XXXXXXXXXX																											
支給権者の生年月日 昭和 年 7 月 日 支給開始年月日 平成 年 4 月 上記のとおり、国民年金法による年金給付・厚生年金保険法による 保険給付を行うことになりましたことを証します。																											
平成 年 月 日 社会保険庁長官																											
厚生年金保険裁定通知書																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">厚生年金</th> <th colspan="2">被保険者 厚生年金保険法</th> <th colspan="2">第 5 条</th> </tr> <tr> <th>支払開始年月</th> <th>基本となる年金額 (円)</th> <th>加給年金額 (円)</th> <th>繰上げによる減額 (円)</th> <th>支給停止額 (円)</th> <th>年金総額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						厚生年金		被保険者 厚生年金保険法		第 5 条		支払開始年月	基本となる年金額 (円)	加給年金額 (円)	繰上げによる減額 (円)	支給停止額 (円)	年金総額 (円)	年 月						被保険者の種類 支給期間(月) 平均標準報酬月額(円) 1・2・3・4 種 年 月 ~ 年 月 基金 1・2・3 種 昭和 年 月までの標準 手続 3年3月までの標準 昭和 年 月までの標準 平成 年 月までの標準			
厚生年金		被保険者 厚生年金保険法		第 5 条																							
支払開始年月	基本となる年金額 (円)	加給年金額 (円)	繰上げによる減額 (円)	支給停止額 (円)	年金総額 (円)																						
年 月																											
停止事由 停止期間 第 月 から 第 月 まで 加給年金対象者 (配偶者) (区分) 子 人 遺族加算割合						被保険者期間(月) (厚生裁決加算) (裁量裁決加算) 追分期間 再就職後期間 月 月 月 月 月																					
国民年金裁定通知書																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">障害 基礎年金</th> <th colspan="2">被保険者 国民年金法</th> <th colspan="2">第 30 条の4</th> </tr> <tr> <th>支払開始年月</th> <th>基本となる年金額 (円)</th> <th>加給年金額 (円)</th> <th>繰上げによる減額 (円)</th> <th>繰上りによる減額 (円)</th> <th>年金総額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 月</td> <td>1,005,300</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0 1,005,300</td> </tr> </tbody> </table>						障害 基礎年金		被保険者 国民年金法		第 30 条の4		支払開始年月	基本となる年金額 (円)	加給年金額 (円)	繰上げによる減額 (円)	繰上りによる減額 (円)	年金総額 (円)	年 月	1,005,300				0 1,005,300	国民年金の扶養料納付滞り期間等計 合計 160 日 免除 0 日 第1年・第3年の滞り納付滞り滞り期間等 免 除 0 日 免 除 0 日 免 除 0 日 次 第2年の滞り納付滞り滞り期間等 厚生年金課税 160 日 共済組合 0 日			
障害 基礎年金		被保険者 国民年金法		第 30 条の4																							
支払開始年月	基本となる年金額 (円)	加給年金額 (円)	繰上げによる減額 (円)	繰上りによる減額 (円)	年金総額 (円)																						
年 月	1,005,300				0 1,005,300																						
停止事由 停止期間 第 月 から 第 月 まで 加給年金対象者 子 人																											
特記事項 記載欄の横線 4 0 0 次回請求書提出年月 年 月 日																											
上記のとおり決定されましたので通知します。																											
平成 年 月 日 社会保険事務所長																											

令和7年1月から令和7年12月
の期間中であることを確認してください。

[illegible]

左図証明書以外にも・・・

特別障害者手当・福祉手当等、

R7.1~R7.12 分の収入すべてが

分かる書類を添付してください。預貯金通帳の写しでも代用可能です。

◆別添図3（国民健康保険税納付証明書の場合）

(申告用)

平成 年分 国民健康保険税納付証明書

住 所	
氏 名	

No

納 付 金 額	納 付 済 期 間
円	平成 年 1月 ~ 平成 年 12月

上記のとおり納付済であることを証明します。
平成 年 月 日

この用紙は、年1回1月頃に、確定申告用として保険者からハガキで郵送されます。

施設利用者本人の氏名が記載されている証明書のみ有効です。

令和7年1月から令和7年12月の期間中であることを確認してください。

上図は例です。お持ちの書類と名称や様式が異なる場合があります。
口座引き落としの場合は、預貯金通帳の写しでも代用可能です。

左図証明書以外にも・・・

- ・市町村役場の国保窓口が発行する証明書
- ・保険税領収書の写し（R7.1～R7.12分）でも問題ありません。
- ・その他
利用者本人に課税された租税（自動車税、相続税等）の納付証明書（R7.1～R7.12月分）も任意で提出してください。

※保険税等が納付済みであることが確認できない書類（振込(納入・課税)通知書）は不可。

※個人番号の確認（本人確認の措置）について【要確認！】

- ・マイナンバー法では、行政職員が、本人から個人番号の提供を受けるときに、他人の成りすまし等を防止するため、本人確認の措置として「番号の確認」と「身元（実在）の確認」を行うことを義務付けています。

＜番号確認＞ 正しいマイナンバーであることの確認。

→必要書類例：通知カードの写しや番号付きの住民票等

＜身元確認＞ 手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認。 →必要書類例：運転免許証の写し等

本人確認

他人の成りすまし等を防止するため、厳格な本人確認①②を実施

①正しい番号であることの確認（番号確認）

②手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）

番号の確認	身元（実在）の確認
	
個人番号カード	個人番号カード
通知カード or 住民票 (番号付き) 等	運転免許証 or パスポート 等
※ 上記が困難な場合 過去に本人確認の上で作成したファイルの確認 等	※ 上記が困難な場合 健康保険の被保険者証と年金手帳などの2以上の書類の提示 等

※〈注意〉通知カードは令和2年5月25日時点で交付されているものと氏名住所等の記載事項に変更がない場合
 又は正しく変更手続きがとられている場合に限り、利用可能です。個人番号通知書は確認書類として利用できません。

